

令和6年7月31日
道路局路政課
鉄道局施設課
都市局街路交通施設課

災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を追加で指定しました ～災害時の円滑な避難や緊急輸送の確保を目指して～

国土交通省は踏切道改良促進法に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道について、全国16箇所(別紙)の指定を追加で行いました。

- 平成30年6月、大阪北部地震の際に列車の駅間停止等により、多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、救急救命活動等に大きな支障が生じました。
- これまで、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道として469箇所の大臣指定を行ってきており、今般、16箇所を追加指定しました。
(今回の指定により、合計485箇所を指定。その内、踏切道改良促進法施行規則第13条第1号基準の踏切道(令和6年7月時点)は、全て指定が完了。)
- 指定された踏切道について、鉄道事業者・道路管理者は、災害時の踏切道の管理方法として下記を実施することになります。
 - ・警察・消防などの関係機関との災害時の連絡体制の整備
 - ・長時間の通行遮断の解消に向けた手順、情報提供の仕組みを定めた対処要領の作成
 - ・定期的な訓練の実施 等
- 国土交通省としては、令和7年度末までに今回指定した全ての踏切道において管理方法の策定をすべく、鉄道事業者・道路管理者に必要な助言等を行い、災害時の適確な管理の促進を図ってまいります。

<問い合わせ先>

道路局路政課 課長補佐 上村

TEL(代表) 03-5253-8111(内線 37342)、(直通) 03-5253-8479

鉄道局施設課 課長補佐 岡本

TEL(代表) 03-5253-8111(内線 40852)、(直通) 03-5253-8554

都市局街路交通施設課 課長補佐 本山

TEL(代表) 03-5253-8111(内線 32852)、(直通) 03-5253-8417

踏切道改良促進法に基づく災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名	
1	一の町	茨城県水戸市	東日本旅客鉄道株式会社 鹿島臨海鉄道株式会社	常磐線 大洗鹿島線	水戸市	市道	浜田2号線	第十三条第1号
2	牛塚	栃木県宇都宮市	東日本旅客鉄道株式会社	東北線	栃木県	県道	雀宮真岡線	第十三条第1号
3	第二藤岡街道	群馬県高崎市	東日本旅客鉄道株式会社	高崎線	群馬県	県道	藤岡大胡線	第十三条第1号
4	野田線第290号	千葉県船橋市	東武鉄道株式会社	野田線	千葉県	県道	市川印西線	第十三条第1号
5	前原3号	千葉県船橋市	新京成電鉄株式会社	新京成線	千葉県	国道	296号	第十三条第1号
6	元山3号	千葉県松戸市	新京成電鉄株式会社	新京成線	千葉県	県道	千葉鎌ヶ谷松戸線	第十三条第1号
7	八柱2号	千葉県松戸市	新京成電鉄株式会社	新京成線	千葉県	県道	市川柏線	第十三条第1号
8	くぬぎ山1号	千葉県鎌ヶ谷市	新京成電鉄株式会社	新京成線	千葉県	国道	464号	第十三条第1号
9	大井戸	千葉県袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道株式会社	内房線	袖ヶ浦市	市道	南袖大野台線	第十三条第1号
10	東上本線第26号	東京都板橋区	東武鉄道株式会社	東上本線	東京都	都道	常盤台赤羽線	第十三条第1号
11	大戸	東京都町田市	東日本旅客鉄道株式会社	横浜線	東京都	都道	八王子町田線	第十三条第1号
12	牛浜	東京都福生市	東日本旅客鉄道株式会社	青梅線	東京都	都道	杉並あきる野線	第十三条第1号
13	中新道	東京都福生市	東日本旅客鉄道株式会社	青梅線	東京都	都道	伊奈福生線	第十三条第1号
14	川崎堀	神奈川県川崎市幸区	東日本旅客鉄道株式会社	南武線	川崎市	国道	409号	第十三条第1号
15	竹の下	神奈川県川崎市川崎区	東日本旅客鉄道株式会社	鶴見線	川崎市	市道	田辺新田1号線	第十三条第1号
16	第3甲州街道	長野県諏訪市	東日本旅客鉄道株式会社	中央線	国土交通省	国道	20号	第十三条第1号

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準）

第十三条 踏切道改良促進法第十三条第一項の災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 鉄道と次のいずれかに該当する道路が交差している場合における踏切道（当該踏切道を通過する列車の一時間の運行回数が十回以上のものに限る。）であって、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）に存し、かつ、当該踏切道において災害時に継続的な通行の遮断が発生し、当該踏切道を迂回する場合における所要時間が、当該踏切道を通行する場合に比して十分以上増加すると見込まれるもの
 - イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十九第一項各号に該当する道路
 - ロ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において緊急輸送を確保するために必要な道路として定められている道路
- 二 前号に掲げるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の適確な管理により災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性が特に高いと認められるもの